

神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則の概要

令和6年12月
税制企画課

1 改正の理由

令和6年度税制改正に伴う地方税法の一部改正により、法人事業税の外形標準課税制度の見直しがされたこと等に伴い、様式の改正を行った。

2 改正の内容

(1) 法人税額等の通知書様式の整備

令和6年度税制改正において、法人事業税の外形標準課税（資本金1億円超の法人を対象とする課税制度）の適用対象法人が見直されたことに伴い、所要の改正を行った。

ア 「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の欄を追加した。
（第1条関係 第63号様式及び第65号様式）

イ 「地方税法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)による加算後の額」等の欄を追加した。（第2条関係 第62号様式、第63号様式及び第65号様式）

(2) 県民税の利子割等の交付金算定に係る様式の整備

平成29年度税制改正において、県費負担教職員制度の見直しによる県から政令市への税源移譲が行われたことに伴い、5年間の特例措置（平成29年度以前の県民税の徴収金について、政令市が県に払い込むべき徴収金を算定する際に用いる按分率を一定期間据え置く）が講じられていたが、当該措置期間満了により、政令市から県に対して、平成29年度以前と平成30年度以降の県民税に係る徴収金を分けて報告する必要がなくなったことから、所要の改正を行った。（第1条関係 第58号様式）

3 施行期日

令和7年10月1日。ただし、2(1)イについては令和8年4月1日、2(2)については公布の日。